

当会は認定 NPO 法人です(平成 26 年に所轄が国税庁から東京都に移行)。
寄付金は個人の確定申告控除 あるいは法人の特別損金算入と、認められます。

認定特定非営利活動法人
C.P.I.教育文化交流推進委員会
会長 小西菊文

当会は、毎年の確定申告に於きまして、当会の活動にご参画およびご支援を賜りました方々が
国税の控除を受けられるよう、認定NPO法人として厚く感謝を申しあげ、毎年 1 月に、前年の寄
付金に対する控除証明書をお送り致しております。

(1) 個人が支払われた寄附金を、支払った年の確定申告に於いて控除 される場合

個人が支出した認定 NPO 法人に対する寄附金で一定のものについては、確定申告で控除できます。

- 1 寄附金控除の適用を受け、課税所得からの控除をする
 - 2 寄附金等特別控除として、納めるべき税額からの控除をする
- どちらか有利な方を選ぶことができます。下記に詳細を説明します。

1 <所得から差し引かれる金額>に於ける、『寄附金控除』欄に記入する金額

課税所得からの寄附金控除は、次の算式で計算します。

(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - 2 千円 = 寄附金控除額

注: 但し、寄附金の額の合計額は課税所得金額の 40% 相当額が限度です。

2 <税金の計算>に於ける、『政党等寄附金等特別控除』欄に記入できる金額

認定 NPO 法人寄附金特別控除は次の算式で計算します。但し、所得税額の 25% が限度です。

(支出した認定 NPO 法人に対する寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 40% = 特別控除額

- 例えば、所得控除を受ける場合、
認定NPO法人へ 30 万円寄付をすれば、30 万円 - 2 千円 = 298,000 円が税額からの寄付金控除
の金額になります。(但し、課税所得の 40% が限度です)
所得控除を採用した場合、「298,000 円を差し引いた後の課税金額」に、「その金額に適用される
所得税率」を掛けた金額が税金となります。

- 一方、所得控除ではなく、税額控除を受ける場合、
認定NPO法人に30万円の寄付をすれば、 $(30\text{万円}-2\text{千円})\times 40\% = 119,200$ 円が税金からの減額となります。
ただし、所得税額の25%が控除の枠となっています。気をつけなければなりません。

所得控除を採用するか税額控除を採用するか、計算されることをお勧めします。

個人住民税における寄附金税額控除について、お忘れないように！！

なお、都道府県あるいは市区町村が、条例で認定NPO法人に対する寄附金の『住民税控除』を定めている場合があります。ご自分の住所地の税務署に、お問い合わせをお願いします。
その場合、本控除証明書を用いることができます。

(1) 法人が、支払った寄附金を、その会計年度に於いて特別損金に算入される場合

国税庁認定NPO法人に対する寄附金は、次の合計を限度として、損金算入できます

認定NPO法人等に対する寄附金に係る損金算入限度額を損金にできます

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 5\%) \times 1/2$

それにプラス、

一般の寄附金に係る損金算入限度額も、損金にできます

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/2$

- 例えば、資本金が1000万円の場合、上記ふたつを合計しますと、結局
 $((1000\text{万円} \times 0.25\%) \times 2) + \text{所得金額} \times 7.5\% \times 1/2$ が限度額です。
法人所得が5000万円とすると、特別損金限度額は190万円です。
従って、30万円寄付された場合、全額を特別損金勘定にすることができます。